

環境保全型農業直接支払交付金

概要

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援します。

対象者

農業者等の組織する団体
※団体構成員(農業者)の要件は
下記「その他」参照

対象事業／対象経費

化学肥料・化学合成農薬の
使用を慣行レベルから5割
以上低減する取組と合わ
せて行う対象取組(有機農
業, リビングマルチ等)

補助率(上限など)

取組面積に以下の交付単
価を乗じて得た金額

有機農業(加算あり): 14,000円/10a

有機農業(加算なし): 12,000円/10a

リビングマルチ: 5,400円/10a

地域特認取組: 4,000~8,000円/10a

(都道府県ごとに設定) 等

その他

事前に事業計画, 営農活動計画書を市に提出し, 認定される必要があります。

構成員の要件 ①主作物について販売することを目的に生産を行うこと

②国際水準GAPに取り組むこと(注: GAPの第3者認証取得を求めるものではありません。)

③環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

連絡先 農業振興課ブランド推進係 電話 0166-25-7438 メール nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp